明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程の一部を改正する件（国土交通五二八）　一
○自動車等安全性能評価実施要領（同五二九）　一
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十五年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　四
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一〇
裁判所
破産、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所の第三期中期計画の公表・平成二十六年度計画の公表、独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、住宅型式性能認定、地方職員共済組合役員の異動関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三九
会社その他
会社決算公告　四一

告示

○国土交通省告示第五百二十八号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十六年四月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二条中「一回」を削る。

第三条第一項中「に当たっては、その都度」を「ため」に改め、「あらかじめ」を削り、同条第三項中「広く一般」を「その都度、当該評価に関し優れた識見を有する者」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前二項の規定は、自動車等安全性能評価実施要領の変更について準用する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百二十九号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項の規定に基づき、自動車等安全性能評価実施要領を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

自動車等安全性能評価実施要領

（この告示の趣旨）

第一条　この告示は、自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置（以下「乳児用ベッド」という。）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト又は補助シート及び年少者用ベルトのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

三　「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。

四　「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。

五　「ダミー」とは、第三条第一項の規定により選定された自動車（以下「試験自動車」という。）又は同条第二項の規定により選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模型をいう。

六　「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。